

# 火山対策編

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、火山活動による降灰、噴石、溶岩流、泥流、熱雲、有毒ガス、地殻変動（以下「火山現象」という。）により、町に災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、町民及び観光客等の生命、身体及び財産を火山災害から守るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、関係機関の協力を得て、火山災害に対する予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の必要な措置を実施することを目的とする。

### 第2節 町及び防災機関等の責務

町、防災機関、公共的団体等及び防災上重要な施設管理者は、この計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

### 第3節 町民等の責務

町民等は、災害時の被害軽減のため、自己の安全の確保に努め、相互に協力するものとする。また、防災訓練への参加、火山の異常現象等を発見した場合の通報、避難に関する協力、応急措置への協力など総合的な防災活動の推進に寄与するよう努めなければならない。

### 第4節 他の計画との調整

この計画の実施にあたっては、他の機関が行う防災活動との間の調整を図り、計画の効果的かつ円滑な実施の推進に努めるものとする。

### 第5節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正するものとする。

### 第6節 計画の周知徹底

この計画は、速やかに関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要施設管理者に周知徹底させるものとする。また、計画のうち特に必要な事項は、住民等に周知徹底を図るものとする。

## 第7節 火山災害の履歴

伊豆大島火山で、これまでに発生した主な火山災害は次のとおりである。

西 暦	年 号	噴 火 活 動 の 内 容
684 年	天武 13 年	噴火（日本書記に噴火の記録あり）
856 年	斉衡 3 年	噴火（日本文徳天皇実録に記事あり）
1112 年	天永 3 年	噴火（中右記に記事あり）
1338 年	延元 3 年	三原山東山腹に噴石丘、北西麓に火口生成、溶岩流（元町溶岩流）
1421 年	応永 28 年	大島南部に火口生成、溶岩流 別にカルデラを越流した溶岩は一部カルデラ北東側に流出
1552 年	天文 21 年	カルデラを越流した溶岩は北東に流れ、海岸に達した
1684 年	貞享元年	カルデラを越流した溶岩は東部海岸にまで流出（慶安元禄間記に記録あり）
1777 年 ～1779 年	安永 6 年 ～8 年	多量の溶岩を流出し、南西方向に流れたものは野増、差木地間の赤沢で止まり、北東方向への溶岩はカルデラ床を埋め、更に外輪山から東に流下して海に達した。スコリア全島の降下噴出物総量約 6 億 5 千万 t
1912 年 ～1914 年	明治 45 年 ～大正 3 年	明治・大正噴火、噴出物総量約 7,460 万 t、安永噴火以来最大の噴火、噴石丘群形成、溶岩流出
1950 年 ～1951 年	昭和 25 年 ～26 年	噴石丘形成、溶岩流がカルデラ床に流下 噴出物総量 5,880 万 t
1986 年	昭和 61 年	7 月から火山性微動、11 月 15 日噴火、溶岩流カルデラ床に流下、21 日カルデラ床で割れ目噴火、溶岩流、外輪山外側で割れ目噴火、溶岩流、全島民 1 万人島外に避難
1987 年	昭和 62 年	11 月 16 日、18 日 噴火発生、島内に少量の降灰
1988 年	昭和 63 年	1 月 25 日、27 日 噴火発生、東北東方向に降灰が認められた
1990 年	平成 2 年	10 月 4 日 噴火発生、西部から北東部に向け降灰、一部は海岸まで降灰

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 火山現象の観測体制

火山活動の状況を常時把握することにより、火山活動による災害発生の防止、被害の軽減や住民の避難対策等の火山防災対策を推進する。火山観測体制においては、国及び東京都等の火山観測を行っている関係機関（以下、火山観測実施機関という。）と十分に連携を図るものとする。

#### 1. 国等の火山観測体制

国等における火山観測体制について、その観測機器を次のとおり示す。

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	他の国等の機関
(24時間監視体制)	地震計 26	地震計 4	国土地理院等の機関が地殻変動観測、水準測定等の観測を実施している。
地震計 6	傾斜計 4	傾斜計 4	
傾斜計 7	全磁力計 11	歪計 1	
歪計 1	GPS 13	電磁気観測 3	
空振計 3	傾斜計・歪計 4	雨量計 4	
GPS 5	電磁気観測 17	気圧計 1	
光波測距観測 10	潮位計 3	温度計 4	
(機器点・反射点)	地中温度計 1	風速計 1	
遠望観測装置 1	CO2 土壌ガス 1	重力計 1	
磁力計 2		水位計 1	
		潮位計 1	
		地中電界変動計 1	

(注) 1 数字は設置機器数で、テレメータによる連続観測機器を掲載した。

2 気象庁は気象研究所と地磁気観測所を含む。

#### 2. 町の火山観測体制

町は、火山観測実施機関に対して、観測体制・研究体制の整備の充実が図られるよう協力するものとし、各機関からの火山活動に関する情報収集を常時行う。また、必要に応じて気象庁火山監視・情報センター伊豆大島火山防災連絡事務所（以下「火山防災連絡事務所」という。）が行う火山観測に協力し、火山活動に対する十分な監視体制の確立に務める。

### 第2節 噴火警報・噴火予報及び噴火警戒レベル

#### 1. 噴火警報・噴火予報の種類と発表

##### (1) 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関

する情報は、噴火警報として取り扱う。

## (2) 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態と予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

## 2. 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもので、噴火警報・噴火予報に含めて発表する。

伊豆大島の噴火警戒レベルは別図1（P162）のとおりである。

## 第3節 火山情報等

火山情報等とは、気象庁本庁が火山活動の状況を知らせる情報や解説する資料で、適時あるいは定期的に発表する以下のものをいう。

### 1. 火山情報等の種類と内容

#### (1) 火山の状況に関する解説情報

火山活動が活発な場合等は、火山性地震や微動回数及び噴火等の状況について、噴火警報及び噴火予報を補完する情報で、適時に発表される。

#### (2) 火山活動解説資料

火山活動の状態を詳細に解説した資料で、随時もしくは毎月1回公表される。

#### (3) 週間火山概況

過去1週間の火山活動を取りまとめた資料で、週1回公表される。

#### (4) 月間火山概況

前月1ヶ月の火山活動を取りまとめた資料で、毎月初めに公表される。

## 第4節 訓練及び防災知識の普及

### 1. 防災訓練の実施

町及び各防災機関等は、火山現象により災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、防災活動の円滑な実施を期するため、防災訓練に必要な組織及び実施方法に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会を捉え、訓練の実施に務める。

### 2. 防災知識の普及

#### (1) 防災広報

町の広報誌やパンフレット等を利用するほか、伊豆大島火山博物館における展示物等を活用して、火山に関する知識、情報を広く住民及び観光客等に提供する。

#### (2) 防災教育

日頃から、地域住民、各事業所、学校の児童生徒を対象として、それぞれに適した方法により、

火山に関する知識の普及活動を行うほか、防災機関の協力を得て、講演会、研修会を実施し、防災知識の普及を図る。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 町の活動態勢

#### 1. 役割

町は、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれのある場合においては、第1次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等、ならびに地域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に務める。

#### 2. 活動態勢

町は、町の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置し、災害応急対策にあたる。町本部の態勢等については、本編第10部「災害応急対策の活動態勢」に定めるところによる。また、災害が発生し、町本部が設置されるまでは、町長、大島支庁長、大島警察署長、大島測候所長及び火山防災連絡事務所長からなる四者懇談会を開催して、火山活動に対する相互の情報提供等を行うものとする。また、必要があるときは、他の関係機関等を召集して開催するものとする。

### 第2節 噴火警報等及び異常現象の収集と伝達

1. 気象庁本庁は気象業務法に基づいて、噴火警報及び噴火予報を発表する。火山防災連絡事務所は、噴火警報及び噴火予報の発表があった場合、町本部等から要請があった場合及び火山情報の発表があつて必要と認めた場合に、その都度解説を行い、解説に必要な資料の提供を行う。

2. 噴火警報及び噴火予報の伝達は、別図2「噴火警報等伝達系統図」（P163）のとおり、迅速かつ的確に住民及び観光客等ならびに関係機関に周知するものとする。

3. 火山の異常現象を発見した者は、直ちに町役場・各出張所、または大島警察署・各駐在所に通報するものとする。異常現象の伝達は、別図3「異常現象通報系統図」（P164）のとおりとし、必要があると認めた場合は、各関係機関は協力して異常現象の把握のための現地調査を行う。

#### (1) 通報が必要な異常現象

- ア. 噴火（爆発、火砕流、溶岩流、泥流等）と噴火に伴う降灰等
- イ. 火映現象、鳴動
- ウ. 地割れ、隆起、陥没等の地殻変動
- エ. 火口や噴気孔の新生または拡大、噴気や噴煙の量及び色の顕著な変化
- オ. 地熱地帯の新生または拡大、地温の上昇等の顕著な変化
- カ. 火山ガスの流下とこれに伴う植物の立枯れ
- キ. 湧泉の新生または枯渇、温度の上昇等の顕著な変化
- ク. 海岸付近の海水の色、臭い、温度、発泡などの顕著な変化、軽石の漂着・漂流

ケ. その他の火山活動に係る異常現象を発見したとき

4. 被害状況等の調査報告については、本編第12部第2章「被害状況等の報告」に定めるところによる。

### 第3節 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本編第14部「災害救助法の適用」に定めるところによる。

### 第4節 相互協力・派遣要請

#### 1. 相互協力

相互協力については、本編第15部「応援協力・派遣要請」に定めるところによる。

#### 2. 派遣要請

町長は、火山現象により災害が発生し、住民及び観光客等の生命・身体ならびに財産を保護するために必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、派遣要請手続等については、本編第15部第4章「自衛隊への災害派遣要請」に定めるところによる。

### 第5節 警備・交通規制

#### 1. 警 備

##### (1) 警備態勢

大島警察署は、火山災害発生時において、四者懇談会の機関及び他の関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動の推進に寄与するとともに、早期に警備態勢を確立して火山情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

火山災害時の警備態勢は、次に定めるとおりとする。

ア. 災害が発生した場合は、署内に現場警備本部を設置し、指揮態勢を確立する。

イ. 大規模な災害または重要特異な事案の発生にあたっては、警視庁は警備本部を設置して警備にあたる。

##### (2) 警備活動

大島警察署は、火山災害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

火山災害時における警備活動は、おおむね次のとおりとする。

ア. 島内における火山災害関係の情報収集

イ. 警戒区域の設定

ウ. 被災者の救出・救護

エ. 避難者の誘導

オ. 危険物等の保安



- カ. 交通秩序の確保
- キ. 犯罪の予防及び取締り
- ク. 行方不明者の調査
- ケ. 遺体の見分（検視）

(3) その他の活動

ア. 警戒区域の設定

大島警察署は、災害現場において、町長もしくはその職権を行う町職員が現場にいないとき、または、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、ただちにその旨を町長に通知する。

イ. 町に対する協力

(ア) 町長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応急出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

(イ) 町の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

(ウ) 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

## 2. 交通規制

(1) 交通情報の収集と交通統制

大島警察署は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況及び現場の対応策について、町長（町本部長）に通報する。

(2) 交通規制

大島警察署は、火山噴火災害の規模、状況により、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、火山災害による危険のある地域及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

(3) 車両検問

主要主幹道路における車両検問を行い、住民等の緊急避難または応急物資、応急復旧工作資材等の緊急通行を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、または制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

なお、緊急通行車両の確認は、本編第2 2部第2章第4節「緊急通行車両等の確認」に定めるところによる。

## 第6節 立ち入り規制

1. 町長は、気象庁本庁発表の噴火警報、噴火予報及び火山情報を入手し、または、火山防災連絡事務所からの助言によって、火口周辺等への立ち入り規制を行う必要があると認めるときは、大島警察署長、大島支庁長、大島測候所及び火山防災連絡事務所長と協議のうえ、立ち入り規制、登山道規制を行う。

2. 町長は、立ち入り規制を行う場合は、外輪山頂及び登山道等に噴火警報等を掲示し、防災行政無線放送等をもって、住民及び観光客等に広く周知徹底を図る。
3. 町長は、第2項の措置を実施する場合、直ちに、大島支庁長を經由のうえ都総務局（総合防災部防災対策課）に報告するとともに、第7節「警戒区域」の5項中の「関係機関通知系統図」（P155）により各機関へ通知する。
4. 立ち入り規制と噴火警戒レベルの対応と参考図は、次のとおりとする。

規制種別	噴火警戒レベル	内 容	資 料
登山道規制	レベル4、5	居住区域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路、または一部の道路	別図7 (P169)
入山規制 (外輪山、登山道) (カルデラ内)	レベル3	山頂火口から概ね3kmまでの全ての範囲、または一部の範囲、及び裏砂漠と奥山砂漠、または山頂火口から概ね2kmまでの全ての範囲、または一部の範囲及び裏砂漠	別図6-1 6-2 (P167-168)
火口周辺規制	レベル2	山頂火口から1kmまでの全ての範囲、または一部の範囲及び溶岩流の危険地域	別図5 (P166)
火口付近等規制	レベル1	山頂火口から600mまでの全ての範囲と溶岩流の危険地域（ただし、遊歩道及び展望台周辺を除く）	別図4 (P165)

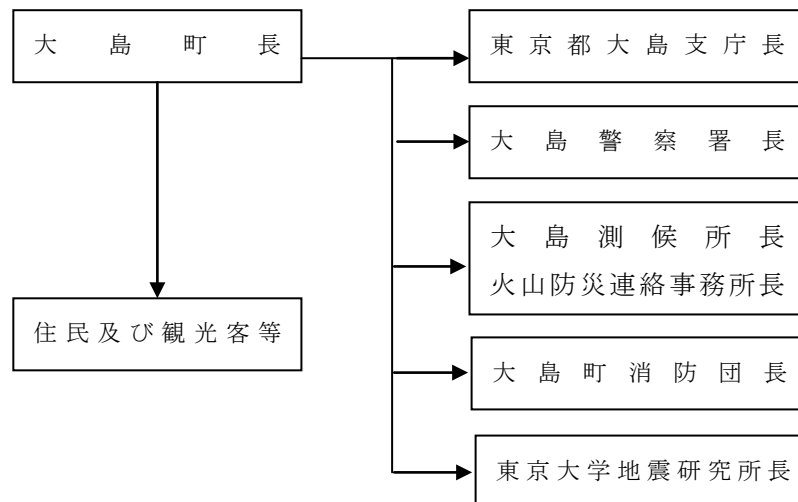
## 第7節 警戒区域

1. 町長は、気象庁本庁発表の噴火警報を入手し、または、火山防災連絡事務所からの助言、さらに火山観測及び研究を行っている専門家等の意見聴取により、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、四者懇談会の各機関の長及び火山防災連絡事務所長と協議のうえ、警戒区域を設定する。
2. 前項の警戒区域の範囲は次のとおりとする。
  - (1) 元町、北の山、岡田、泉津、野増、間伏、差木地、波浮港の全ての地区または一部の地区
  - (2) 別図7（P169）に示す居住区域の境界から山頂火口までの全ての範囲または一部の範囲
  - (3) 第6節第4項に定めるところによるものの他、特に町長が設定する範囲
3. 町長は、警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りの制限、若しくは禁止、または当該区域から退去を命ずる。
4. 町長は、警戒区域を設定したときは、その区域に通じる道路に立ち入り禁止の表示や車止め等を設置し、警戒監視にあたるものとする。その場合は、大島警察署、大島支庁、大島町消防団と協議して人員を配置する。
5. 町長は、第1項の措置を実施した場合、ただちに、大島支庁長を經由のうえ、都総務局（総

合防災部防災対策課)に報告し、「関係機関通知系統図」(P 1 5 5)により通知するとともに、その旨を町の掲示及び防災行政無線放送ならびに表示板の設置により、住民及び観光客等に広く周知徹底を図るものとする。なお、表示板は設置位置一覧(P 1 5 6)のとおりとし、別図6-2(P 1 6 8)の中に表示板の設定位置を示す。

- 町長は、気象庁本庁発表の噴火警報及び噴火予報を入手し、または、火山防災連絡事務所からの助言、さらに火山観測及び研究を行っている専門家等からの意見を聴取し、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合は、警戒区域を解除し、第5項により報告、通知及び周知を行う。

### ○関係機関通知系統図



## ○表示板設置位置一覧

地区名	図示番号	設置位置
元町	1	元町港船客待合所
	2	溶岩流先端広場
	3	割目噴火口ローラー付近
	4	ホテル椿園上付近
	5	外輪山展望広場
	6	三原山頂駐車場
北の山	7	大島空港
	8	旧大島測候所下都道付近
岡田	9	岡田港船客待合所
泉津	10	大島公園都道付近
	11	大島公園先泉津黒潮線入口付近
	12	大島温泉ホテル入口
	13	裏砂漠入口都道付近
差木地	14	差木地林道入口
	15	筆島展望広場付近都道
波浮港	16	月と砂漠ライン入口

## 第8節 避難

### 1. 避難準備、避難の勧告または指示

町本部長（町長）は、気象庁本庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または、発生するおそれがある場合において、住民及び観光客等の生命、身体を災害から保護するとともに、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、大島警察署長、大島支庁長、大島測候所長及び火山防災連絡事務所長ならびに関係機関の長と協議のうえ、住民及び観光客等に対し、避難準備、または避難のための立退きの勧告または指示を行うものとする。

また、必要があると認めるときは、避難または立退き先を定めて勧告、指示を行うものとする。その他避難に関しては、本編第17部「避難者対策」に定めるところによる。

### 2. 立ち退き等の報告

前項の措置をとった場合は、町本部長（町長）はすみやかにその旨を大島地方隊長（大島支庁長）を経由し、都総務局（総合防災部防災対策課）に報告するものとする。

### 3. 警察官による避難の指示

危険が切迫した場合において、町本部長（町長）が前記「1. 避難準備、避難の勧告または指示」に規定する措置をとることができないと認めるとき、または町本部長（町長）から要求があったときは、法第61条の規定により警察官が住民及び観光客等に対し、避難の指示を行うものとする。

とする。この場合、警察官はただちに町本部長（町長）に通知する。

#### 4. 避難準備、避難の勧告または指示の伝達方法

避難準備、避難の勧告または指示の伝達方法は、次のとおりとする。

- (1) 防災行政無線放送及びサイレン、ならびに打鐘により伝達する。
- (2) その他必要に応じ広報車等を駆使して伝達する。
- (3) 各関係防災機関に対しては、口頭・電話・FAXにより伝達する。

その他伝達方法に関しては、本編第11部「通信連絡活動」及び第12部「情報の収集・伝達」ならびに第13部「災害広報・広聴活動」に定めるところによる。

### 第9節 避難場所

町の避難場所については、資料第15「避難場所一覧」（P258）に定めるとおりとする。

### 第10節 避難所

町の避難所については、資料第16「避難所一覧」（P259）に定めるとおりとする。

### 第11節 その他の避難施設

その他の避難施設については、次のとおりとする。

#### 1. 退避壕（火山噴火災害時に発生する飛来物等から、一時的に避難するための施設）

設置場所及び設置数	施設規模
大島温泉ホテル 1基	60㎡
筆島見晴台 1基	60㎡
裏砂漠入口都道付近 1基	30㎡
三原山頂遊歩道沿い 3基	10㎡
割れ目噴火口跡地 1基	10㎡
差木地地区内 3基	10㎡
大島町陸上競技場入口 1基	10㎡

#### 2. 避難港（島外または一時島外へ避難する際の基地港）

港名	元町港
	岡田港
	波浮港
	大島空港

## 第 1 2 節 避難誘導の方法

町本部は、町本部長（町長）が避難の勧告または指示をしたときは、大島警察署、大島町消防団等の協力を得て、自主防災組織の班単位ごとに、一時集合場所からあらかじめ指定してある避難場所に誘導する。また、噴火活動の活発化により、再避難が必要となった場合は、町本部から指定された場所に、原則としてバス移送による誘導を実施する。

その他避難誘導については、本編第 1 7 部第 1 章第 4 節「避難誘導」及び第 5 節「避難方式」に定めるところによる。

## 第 1 3 節 避難所の開設

避難所の開設については、本編第 1 7 部第 3 章「避難所の開設・運営」に定めるところによる。

## 第 1 4 節 島外避難

島外避難については、本編第 1 7 部第 5 章「島外への避難」に定めるところによる。

## 第 1 5 節 救助・救急

火山災害時には、局地的に多数の救助・救急を必要とする事象の発生が予想される。このため、初動体制を確立するとともに関係機関との協力体制を確保し、迅速・的確な対応により救助・救急活動の万全を期す必要があるため、次のとおり対応するものとする。

町	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 町長は、救出、救急業務の実施にあたり、関係機関と情報の交換その他緊密な連携をとり、運用の万全を図る。</li><li>2. 町長は、被害その他の状況により、必要があると認めたときは、大島支庁長を経由して都本部及び関係機関に対し、応援を要請する。</li><li>3. 災害事故現場における救急、救助活動の内容は、次のとおりである。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 傷病者の救出作業</li><li>(2) 傷病者に対する応急措置</li><li>(3) 傷病者の担架搬送ならびに輸送</li><li>(4) 緊急医療品、資器材ならびに医療班（医師・看護師）等の緊急輸送</li><li>(5) 救護所等より常設医療機関への輸送</li><li>(6) 重篤傷病者の緊急避難、輸送</li></ol></li><li>4. 消防職員、団員は、警察官と相互に連絡・協力し、また、住民の協力を得て被災者の救出に努める。</li><li>5. 町長は、必要に応じ、職員による救出班を編成し救出活動にあたる。</li></ol>
---	---

## 第16節 医療救護

医療救護については、本編第20部「医療救護等対策」に定めるところによる。

## 第17節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

飲料水・食料・生活必需品の供給については、本編第21部「飲料水・食料・生活必需品等の供給」に定めるところによる。

## 第18節 輸送車両等の確保

輸送車両等の確保については、本編第22部第2章「輸送車両等の確保」に定めるところによる。

## 第19節 電気・水道・電話施設等の応急・復旧対策

電気・水道・電話施設等の応急・復旧対策については、本編第26部「ライフライン施設の応急・復旧対策」に準じて実施する。

## 第20節 公共施設等の応急・復旧対策

公共施設等の応急・復旧対策については、本編第27部「公共施設等の応急・復旧対策」に定めるところによる。

## 第21節 その他の応急対策

### 1. 降灰除去等

火山噴火は、主な現象として、溶岩、火山砕屑物、降灰、有毒ガス等を噴出する。このうち、降灰は広い範囲にわたり、長期間続くことから、島の産業に影響を与えるため、その対策が重要となってくる。

#### (1) 農水産施設

火山活動が活発化し、大噴火を起こした場合、昭和61年の噴火による災害履歴から降灰等による農作物及び温室、ビニールハウス等の施設への被害が予想される。

農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和をはかるなど当面の対策をとる一方、降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が長期的には必要となる。

また、水産施設においては、降灰の除去等により、その機能の回復を図るものとする。

#### (2) 道路

火山噴出物を早急に除去し、道路の機能を維持するため、道路管理者は降灰等の除去を行う。

#### (3) 宅地の降灰除去

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や住民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。このた

め、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要があり、町は、火山情報の把握、測定機器の設置・測定の推進、被害額の算定・報告等の対応を図り、平常時から各関係機関との緊密な情報交換を行う必要がある。

## 第 2 2 節 遺体の捜索・処理等

遺体の捜索・処理等については、本編第 1 9 部「遺体の取り扱い」に定めるところによる。

## 第 2 3 節 応急住宅対策

応急住宅対策については、本編第 2 3 部「応急住宅対策」に定めるところによる。

## 第 2 4 節 応急教育

応急教育については、本編第 2 4 部「応急教育対策」に定めるところとする。



## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 民生安定のための対策

火山災害における民生安定のための対策については、本編第28部「応急生活対策」に定めるところによる。

### 第2節 激甚災害の指定

激甚災害の指定については、本編第29部「激甚災害の指定」に定めるところによる。

### 第3節 活動火山対策特別措置法

火山の噴火その他の火山現象により著しい被害を受け、または受けるおそれがあると認められる地域等について、住民の生命及び身体の安全ならびに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的として制定された「活動火山対策特別措置法」に基づき、当町においては、昭和61年11月の噴火災害に対し、避難施設緊急整備地域の指定を受け、港湾・道路ならびに避難施設等の整備が図られ、活動火山対策が講じられた。

## 第5章 その他

1. この火山対策編にない事項については、本編に準ずるものとする。

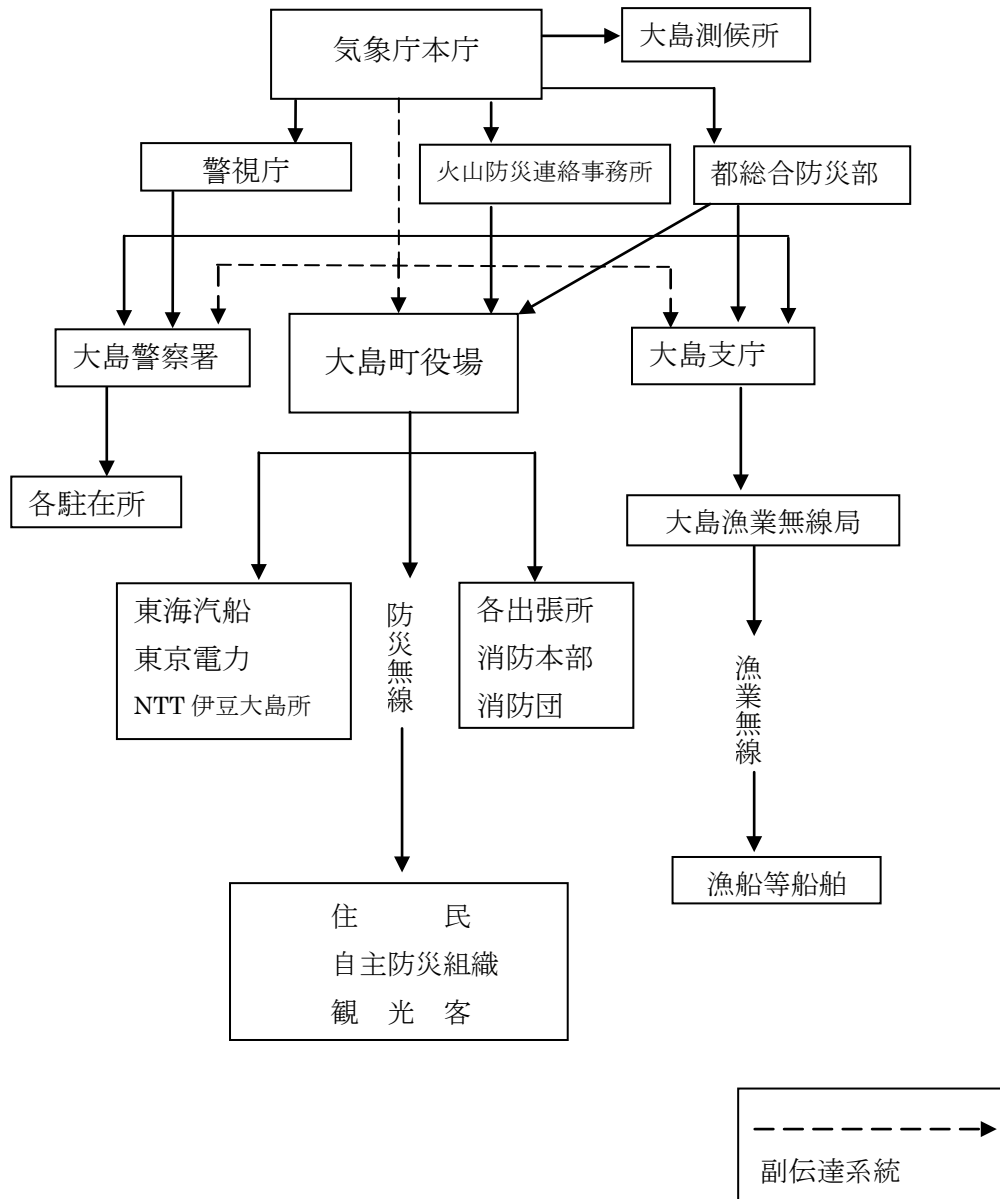
別図 1

## 伊豆大島の噴火警戒レベル(平成19年12月1日運用開始)

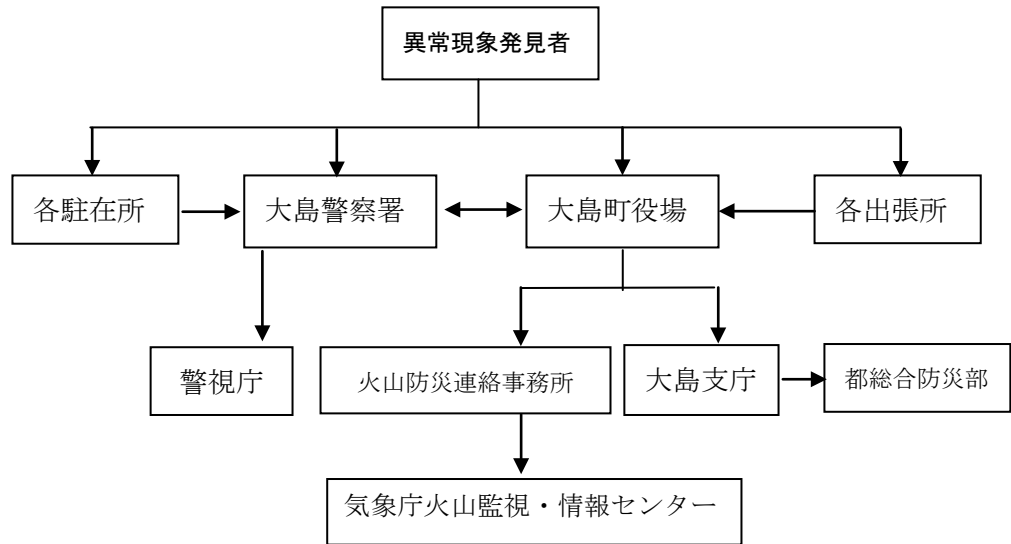
レベル	火山の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象
5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>山麓に溶岩流下、居住区に重大な被害(安永大噴火の事例) 1778年11月14日または15日:北東海岸まで達する溶岩流下</li> <li>カルデラ外で割れ目噴火拡大、居住区に重大な被害が切迫(1986年噴火の事例) 11月21日18~19時:海岸方向へ火口列拡大 同日19時頃以降:島南東部で地震多発 同日22時頃:島南東部で亀裂</li> </ul>
4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>カルデラ外へ溶岩流下、居住区に溶岩流が流下する可能性(安永大噴火の事例) 1778年11月6日:間伏方面へ溶岩流下</li> <li>カルデラ外での割れ目噴火開始、居住区に重大な被害が生じる可能性(1986年噴火の事例) 11月21日17時47分頃:C火口列噴火開始</li> </ul>
3 (入山規制)	火山活動は活発。居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火の発生、あるいは発生が予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>カルデラ内で割れ目噴火が発生、カルデラ内や場合によっては外輪山周辺まで重大な影響(1986年噴火の事例) 11月21日16時15分頃:B火口列噴火開始</li> <li>外輪山付近~カルデラ内で浅い地震が多発、カルデラ内や外輪山周辺に重大な影響の可能性(1986年噴火の事例) 11月21日14時頃:カルデラ北部で地震多発</li> <li>カルデラ内に溶岩流下し、カルデラ内に重大な影響(1986年噴火の事例) 11月19日:山頂火口から斜面を溶岩流下(その他の事例) 1950~1951年、1974年5~6月の噴火など</li> <li>三原山山頂火口で溶岩噴出、カルデラ内に溶岩流下の可能性(1986年噴火の事例)11月15~18日:溶岩噴出</li> </ul>
2 (火口周辺規制)	火山活動はやや活発。火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火の発生あるいは発生が予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>三原山山頂火口で小噴火、火口周辺に噴石飛散<sup>注)</sup> 1987年11月16日と18日、1988年1月25日と26日、1990年10月4日の小噴火</li> <li>三原山山頂噴火前の火山活動の高まり(1986年噴火の事例) 11月15日:連続微動の振幅増大 11月12日:中央火孔内の新噴気出現 10月下旬:火山性微動の連続的発生 7月:火山性微動の間欠的発生</li> </ul>
1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏、状況により中央火孔から三原山一周遊歩道に影響がない程度の噴出の可能性あり 1994年以降現在までの状態</li> </ul>

注) ここでいう噴石とは、風の影響を受けないで直径50cm以上のものとする

別図2 噴火警報等伝達系統図

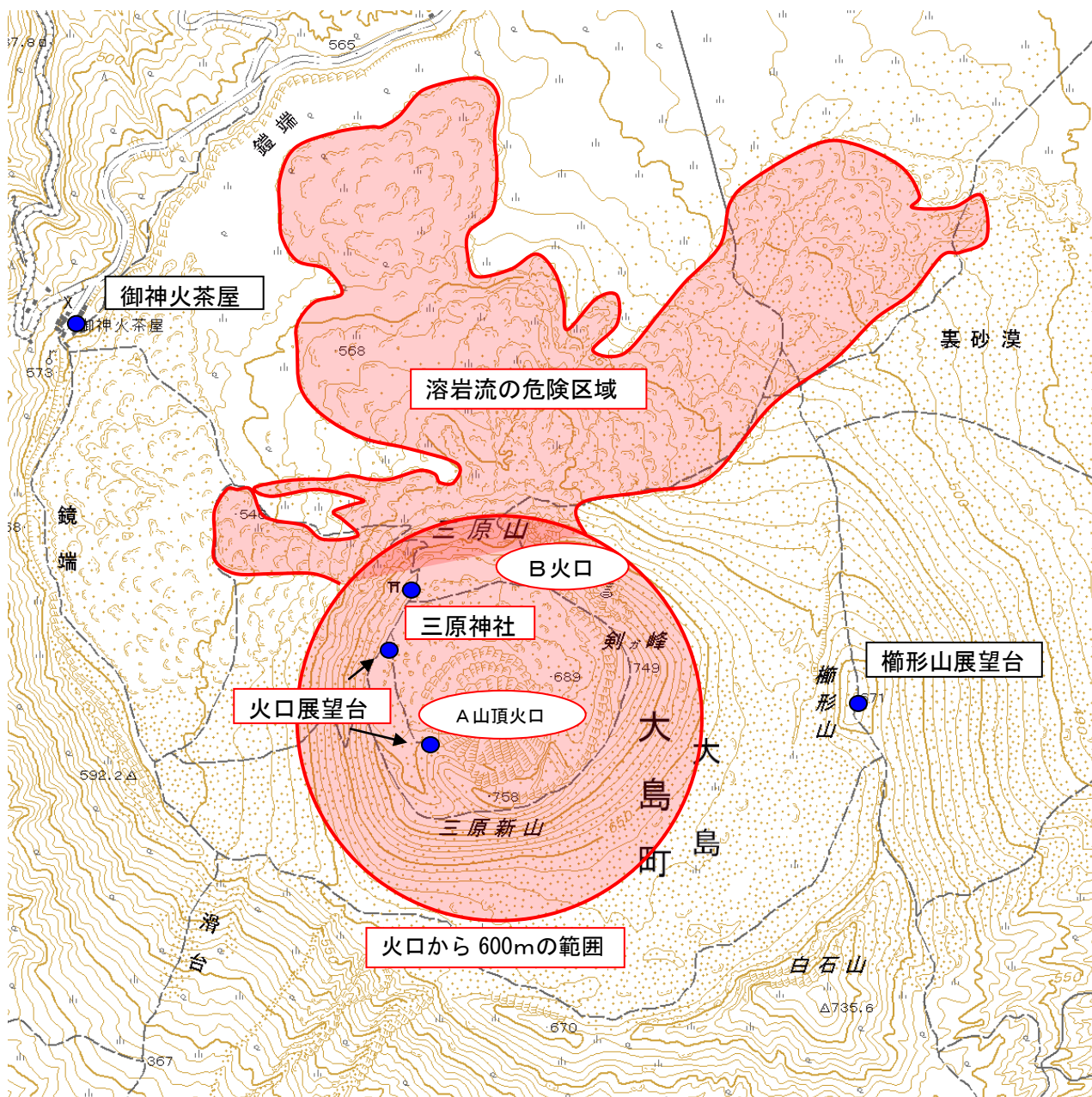


別図3 異常現象通報系統図



## 別図4

### 噴火警戒レベル1（平常）



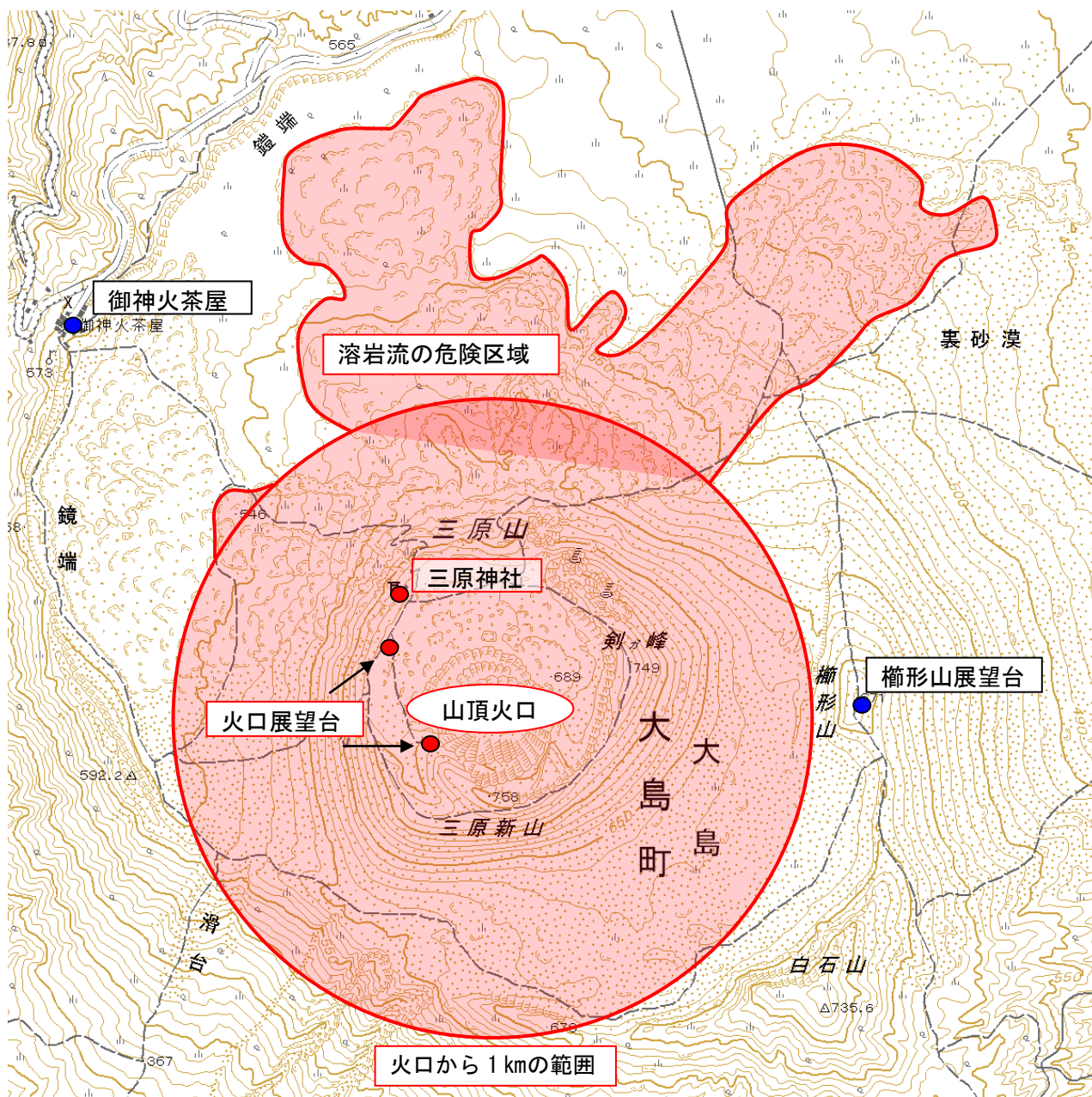
平成8年11月10日 一部を除き立ち入り禁止区域全面解除(大島町告示)

立ち入り禁止区域：A（山頂）火口中心から半径600mの範囲とA・B火口から流出した溶岩流周辺（ただし、立ち入り禁止区域内の登山道（A全長、2,200m幅員4m、B全長400m幅員3m）と展望台周辺（300㎡）を除く。

※この地図は、国土地理院2万5千分の1の地形図大島を使用して作成したものである。

別図5

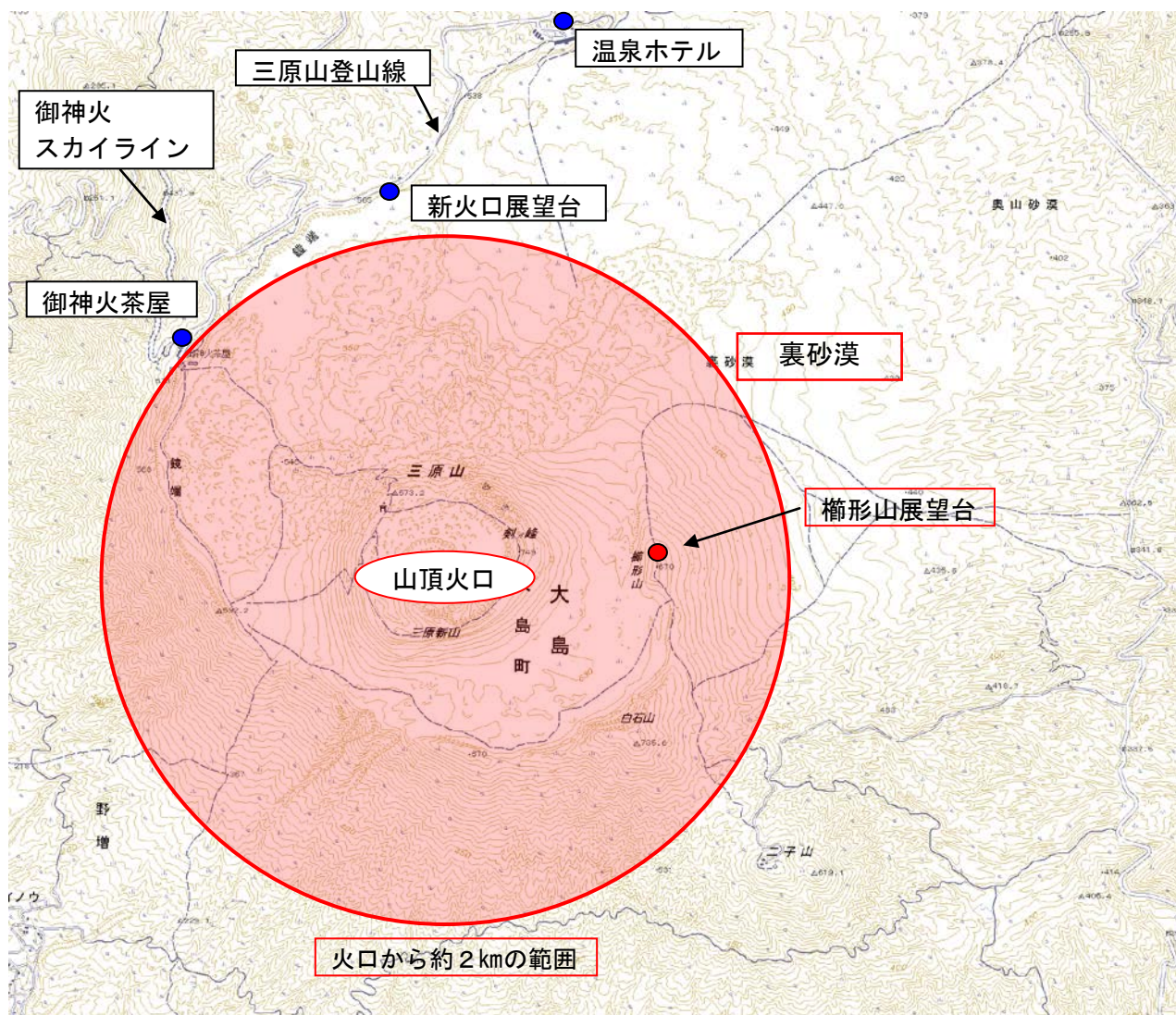
噴火警戒レベル2（火口周辺規制）



※この地図は、国土地理院2万5千分の1の地形図大島を使用して作成したものである。

別図6-1

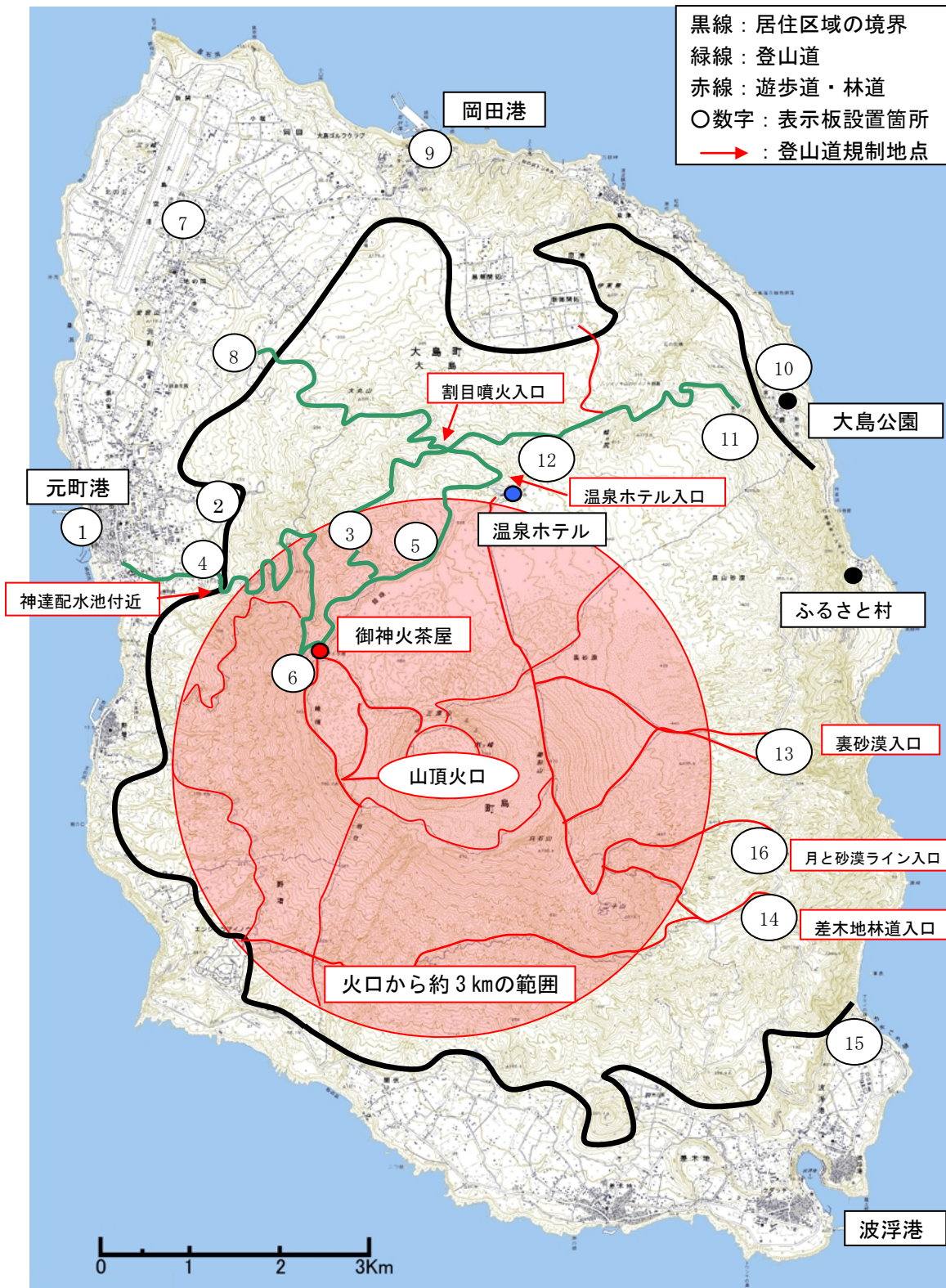
噴火警戒レベル3（カルデラ内立ち入り規制）



※この地図は、国土地理院2万5千分の1の地形図大島を使用して作成したものである。

別図6-2

噴火警戒レベル3（外輪山規制、登山道規制）

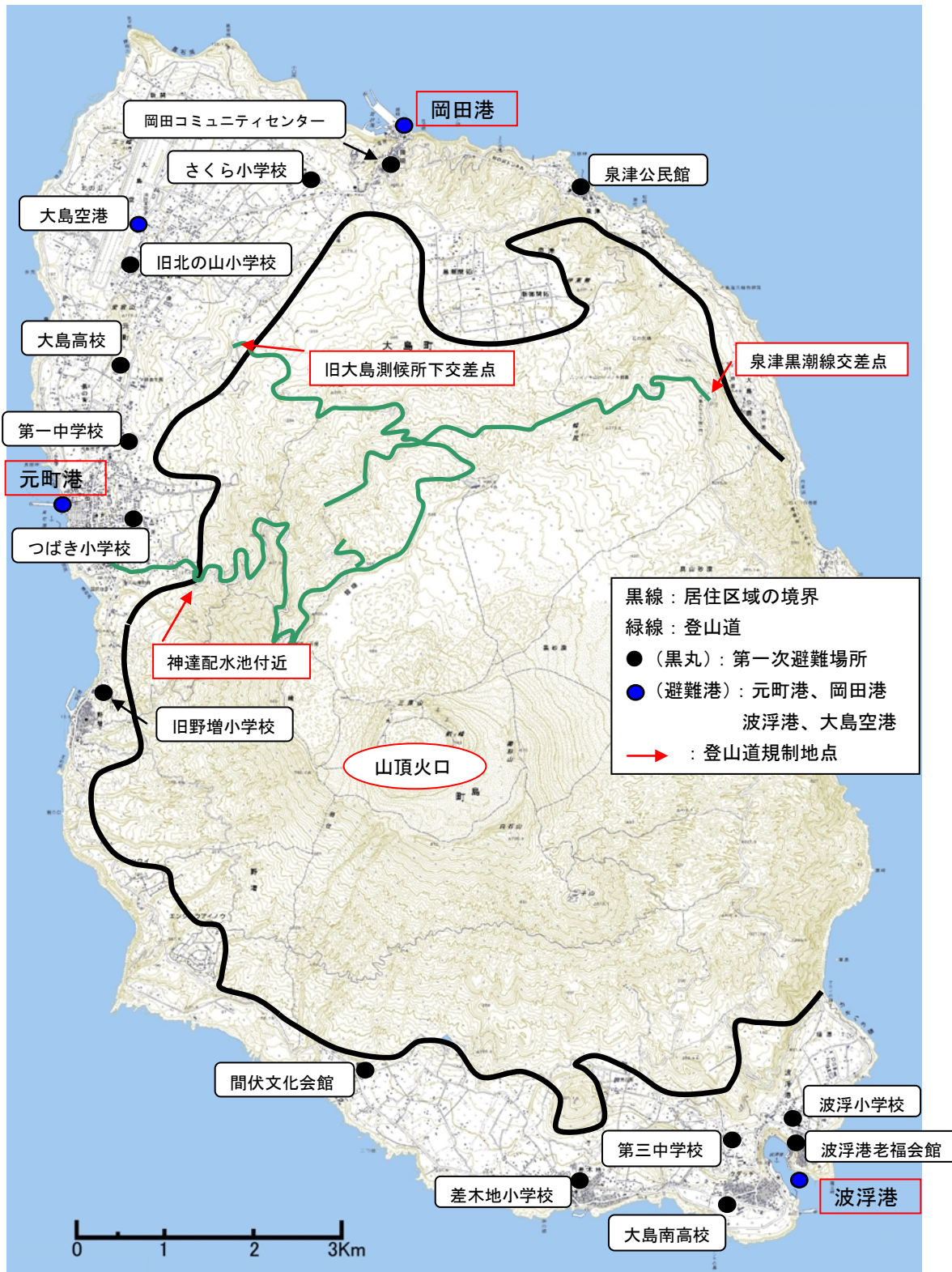


※この地図は、国土地理院2万5千分の1の地形図大島を使用して作成したものである。



別図 7

噴火警戒レベル 4（避難準備）、噴火警戒レベル 5（避難）



※この地図は、国土地理院 2万5千分の1の地形図大島を使用して作成したものである。